

平成25年度第2回 千葉市消費生活審議会条例等改正検討部会議事録

- 1 日 ・ 時 平成25年10月31日（木） 午後3時～
- 2 場 所 暮らしのプラザ 3階 研修講義室
- 3 出席者 《委 員》
伊東達也委員、小賀野晶一委員、陶山嘉代委員、伊藤久恵委員、
北山洋一委員
《事務局》
深堀消費生活センター所長、大八木所長補佐、田中消費生活班主任、
中村主任主事、宮内主任主事

4 議 題

- (1) 特定商取引に関する法律の一部改正に伴う千葉市消費生活条例及び同施行規則の一部改正について

5 議事の概要

- (1) 第1回千葉市消費生活審議会条例等改正検討部会において、各委員から出された意見を踏まえて作成された事務局案について、検討が行われ、基本的な方針について了承された。
- (2) 条例等改正検討部会については今回をもって終了し、審議会にて部会の検討結果を踏まえ、答申について検討を行うこととした。

6 会議経過

- ・会議は公開。(傍聴人：0人)
- ・委員5人のうち5人出席により審議会は成立。

議題（1）特定商取引に関する法律の一部改正に伴う千葉市消費生活条例及び同施行規則の一部改正について

（部会長）

前回の部会でいただいたご意見を踏まえ、事務局案が作成されました。事務局から説明をお願いします。

（事務局）

部会でいただいたご意見と、前回説明が不足していた、千葉市消費生活条例が不適正な取引行為を条例で包括的に規定し、該当する具体的な行為を規則で定めているという特性の2点を踏まえて、改正案を作成しました。

それでは、担当から改正案をご説明します。

(事務局)

前回の部会では、①他の政令市を参考にすること②それぞれの規定について明確にわかる形で改正すること③特定商取引法改正の趣旨を理解した上、改正内容をすべて取り込まずとも、千葉市の独自性を勘案しつつ改正すること等、貴重なご意見をいただきました。

その上で、条例で規定されている不適正な取引行為について再検討を行いました。

千葉市消費生活条例については平成18年度に施行されていますが、その前年に審議会で検討が行われており、「消費生活を取り巻く環境の変化に対応した条例のあり方について」答申をいただいております。

答申の中で不適正な取引行為については「事業者が行ってはならない不適正な取引行為を条例で明確にすべきであり、そのためには、契約の勧誘から契約の終了までの、それぞれの段階における不適正な取引行為を規定するとともに、商品・サービスの契約を伴う与信契約についての不適正な取引行為を規定することが必要であり、条例の中では不適正な取引行為の類型を7項目に整理するというご意見をいただきました。

それを受けて、現行の条例では第18条において事業者が消費者との間で行う取引に関する行為のうち、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で指定するものは、不適正な取引行為とすると規定され、7項目の類型が定められています。

また、第2項においては、市長は、前項の規定により不適正な取引行為を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。これを変更しようとするときも、同様とするとも規定されていることから、今回部会にて検討する運びとなりました。

事業者については第3項において第1項に規定する不適正な取引行為を禁止しており、第32条で不適正な事業行為については、法令に定めがあるもののほか、千葉市消費生活条例施行規則で規定する不適正な事業行為を行っている疑いがあると認めるときは、事業者に対して報告、説明又は資料の提出を求めることや、第34条では、事業者が不適正な事業行為を行っているとき、指導・勧告できることも規定されています。

総じて申し上げますと、条例の類型に当てはまる、規則で規定された不適正な事業行為について、調査をし、指導・勧告を行うことができるということになります。

以上の点を踏まえ今回の改正案を作成しました。

特定商取引法を条例の類型に合わせて、それぞれ規則で規定するという方法で検証しました。その結果、規則については、①条文の一部を改正し対応するもの②条文に一文を追加し対応するもの③新規に規定を追加するもの④条文の変更が不要なものに分かれました。

特定商取引法の第58条の5の訪問購入における氏名等の明示については規則別表第2の2項目について改正が必要と思われます。また、第58条の9の物品の引渡し拒絶に関する告知は別表2の1項目を改正し、購入購入における書面の交付を規定した第58条の7、第58条の8、訪問及び第三者への物品の引渡しについての相手方に対する通知を規定した第58条の11の2については別表2に規定がないため「書面の交付義務」とし

て新規追加、勧誘の要請をしていない者に対する勧誘の禁止等を規定した第58条の6第1項から第3項についても「不招請勧誘の禁止」「勧誘を受ける意思の確認の義務」「再勧誘の禁止」として新規追加が必要と思われます。

また、政令市の状況について調査をしたところ、現段階では20政令市のうちおよそ半分の市が今回の特定商取引法の改正に伴い、規程の改正が終了したもしくは検討しているとの回答をいただいております。

そのうち2市については改正が終わっており、3市については改正案をお示しいただきました。その結果、特定商取引法の改正に関して主だった改正点7項目中、3項目～5項目について、各市において規程を反映するようです。なお、本市の案では6項目について改正内容を反映することになっております。

それでは、改めて事務局案についてご説明します。

規則に新規追加するものは「不招請勧誘の禁止」「勧誘を受ける意思の確認の義務」「再勧誘の禁止」「書面の交付義務」の4項目あります。

「再勧誘の禁止」については前回示した案では規則の条文を修正する方向で検討しておりましたが、明確に規定すべきとのご意見を前回の部会にていただいておりますので、それを受け規則の新規追加で対応したいと思います。

「書面の交付義務」については、すでにほかの法令でも規定されておりましたが、本市の条例では規定されていなかったため、今回新規追加したいと思います。

また、「物品の引渡しの拒絶に関する告知」については規則を一部修正し対応したいと思います。これは、前回の部会でははっきりした形で規定していないとのご指摘をいただいたため、規則別表第2第1項第2号を修正することとしました。

なお、4項目について規則に新規追加し、1項目を規則の一部修正しても訪問購入について読み取ることができない箇所があるため、そういった箇所については、一部文言を改めることとしました。

(部会長)

ご説明ありがとうございます。

今回の事務局案の説明で、主に規則を修正し法改正に対応することが明確となりました。

千葉県消費生活条例では、勧誘から締結までを包括的に7つの類型にわけており、規則で細かく行為規制をしていることを踏まえると、特定商取引法の改正に伴う条例等の改正は主に規則の条文を修正・追加することとなります。

前回は条例自体の改正を想定し検討した部分もありましたが、本日は事務局の説明を受け、前回の検討結果を規則に反映する方向で検討していきたいと思います。

法改正の内容が規則にしっかり対応しているか、本日の資料をご確認ください。

ご質問はございますか。

(委員)

確認ですが、基本的には条例改正もあるが、基本的には規則の改正で対応するということでしょうか。

(事務局)

そうです。

(部会長)

繰り返しになりますが、千葉市消費生活条例は契約の流れに沿って規定が組み立てられています。

今回は訪問購入という取引類型を追加するにあたり、どのように規定を見直すか、具体的には規則の修正がポイントとなります。

(委員)

資料を見ると、訪問項目に関する規制の7項目のうち6項目について条例・規則で対応する一方、対応する項目が少ない他政令市の、対応しない項目はどうしているのでしょうか。

(委員)

他政令市では、条例・規則で対応しないものの、特定商取引法の執行権限を持っているため、法律で対応している場合があります。

(委員)

他政令市にて特定商取引法の執行権限を持っているとはどういうことですか。

(事務局)

特定商取引法は、多くは都道府県が執行していますが、政令市によっては県からその事務の委任を受けているところもあり、そういった政令市は執行権限を持っています。

(部会長)

千葉市は執行権限を持っていないのですか。

(事務局)

持っていません。執行権限を持っている政令市は今回の改正よりも前に、都道府県から委任を受けています。

本市としては、都道府県の委任を受けてはいませんが、条例・規則の改正により、可能な限り特定商取引法の改正に対応していきたいと考えております。

(委員)

前回の部会で議論したかもしれませんが、今回条例・規則にて対応しない予定である「クーリング・オフ期間内に物品を第三者へ引き渡す際の通知義務規定」はどのように対応しますか。

(委員)

前回の部会で意見が出ていたが、条例・規則の改正は行わず法律で対応するということがよいと思います。

(部会長)

事務局案では、「商品に関し、その品質・・・。」との規定を「商品等又は訪問購入に関し、その品質・・・。」と修正することになっていますが、訪問購入の品質という表現では意味が通じないのではないのでしょうか。もともと商品についての文章であるため、単純に「訪問購入」という文言を追加する方法は難しいと思います。

(事務局)

文言については、おっしゃる通り、訪問購入の対象となる物品というような表現が妥当かもしれません。

具体的な条文の修正については、総務部門と協議し、内容を詰めていきます。

今回の事務局案に記載している条文の修正については、最終案ではないので、協議後に文章を修正することがあります。

(部会長)

条文の修正については、概ね事務局案でいいと思います。

ただ、総務部門と協議をしていく中で、万一条文の修正で対応することが困難であれば、「本規則については、訪問購入についても同様に扱う。」といった条文を追加する方法を検討してもいいと思います。

(事務局)

部分的には、定義づけを行うこともあると思います。

条文の修正が困難な場所は、規則の新規追加も検討したいと思います。

(事務局)

わかりました。他にご意見はありますか。

(委員)

条例本体の改正は一切ないのでしょうか。

(事務局)

条例第18条第1項第1号については、条文の中に「販売の意図を隠し・・・」との文言があり、そのままでは訪問購入について対応できないので、改正を行う予定です。

(委員)

条例第18条第1項第1号については、改正が必要だと思います。

(委員)

条例第18条第1項第1号以外の条文についての改正は行いますか。

(事務局)

条例第18条第1項第2号以下は改正をしなくても、訪問購入について読み取れると考えます。

(委員)

確かに条例第18条第1項第2号以下は、契約に関する規定であり、改正しなくても問題はなさそうですね。

(部会長)

条文の細かい部分については総務局の何課と協議を行いますか。

(事務局)

政策法務課です。

(部会長)

他にご意見はありますか。

(委員)

政策法務課との協議結果については、再度審議会で検討を行いますか。また、事務局案は議会ではどのように扱われますか。

(事務局)

規則は市長決裁にて改正しますが、条例改正案は議会に提出します。

本日、事務局案をご承認いただければ、審議会からの答申、政策法務課との協議を経て、第1回定例会に条例改正の議案を提出させていただくことになります。

(部会長)

事務局案について、他にご意見はありますか。

(委員)

文言は検討が必要と考えますが、方針については事務局案でよいと思います。

(委員)

方針については事務局案でよいと思います。

(委員)

特定商取引に関する法律の第58条の7についてはどうでしょうか。方針についてはよいと思います。

(事務局)

第58条の7については、新規に規定を追加します。

(委員)

わかりました。

(委員)

資料（参考1）の第58条の7については、「書面の交付義務」への矢印が漏れているようです。

(事務局)

失礼しました。資料については修正します。

(部会長)

それでは、部会としては、基本的な考え方については事務局案を了承としたということによろしいでしょうか。また、細かい部分は政策法務課と協議し、詰めてください。

(委員)

よいと思います。

(部会長)

今後の部会、審議会の流れはどうなりますか。

(事務局)

本日、基本的な考え方について、事務局案を了承していただいたため、部会は今回で終了となり、審議会で検討結果を報告し、答申について検討することになります。

(部会長)

それでは、部会の審議については今回で終了とし、審議会に報告を行います。

進行を事務局に戻します。

(司会)

これをもちまして、平成25年度第2回千葉市消費生活審議会条例等改正検討部会を終了いたします。

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。